

万^一だけでなく

高度障害 三大疾病 障害・介護

にも備えられる！
もしもの時に毎月決まった金額を受け取れる保険



<無解約返戻金型収入保障保険(2023)>

商品の特長

特長
1

ニーズに合わせて、保障を組み立てることができます。

死亡

高度障害

三大疾病

障害・介護

保険料払込免除

毎月受け取れる各種年金や保険料払込免除など、自由に選べます*。

*組み合わせには一定の制限があります。

特長
2

年金のお受け取り方法を柔軟に選べます。

特長
3

健康状態や喫煙状況に応じて、保険料が安くなります。

被保険者の健康状態や喫煙状況が当社の定める基準を満たす場合、基準を満たしていない場合に比べて保険料が安くなります。

*健康状態については、「体格(BMI)」と「血圧」の2つの数値で判定します。

特長
4

健康診断書扱に加えて、告知書扱でのお申込みが可能です。

*告知書扱でのお申込みの場合、契約年齢・保障内容によってお申込みいただける年金月額が異なります。

*告知書扱でのお申込みの場合、適用する保険料率に制限があります。

商品のしくみ図(イメージ)

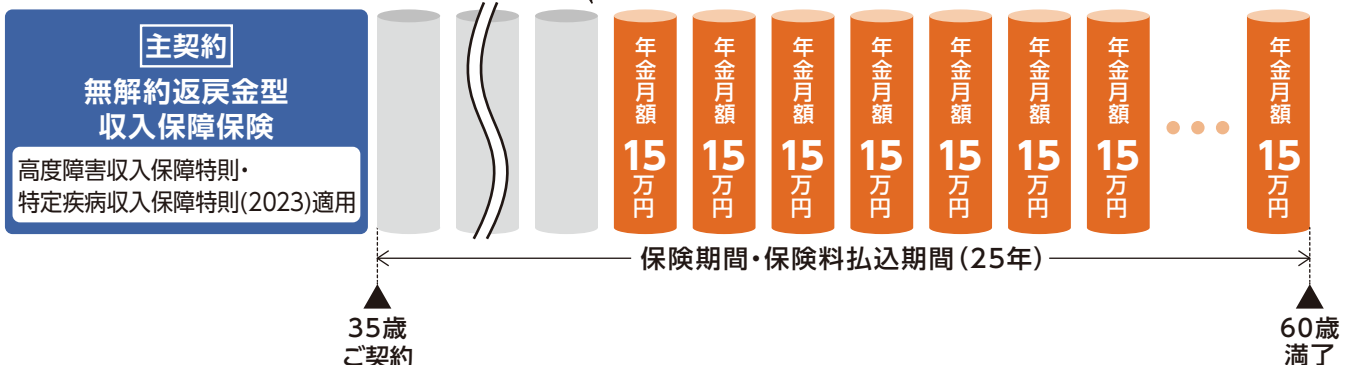
【ご契約例】

- 契約年齢:35歳の場合 ●年金月額:15万円 ●保険期間・保険料払込期間:60歳まで ●保険料払込方法:月払
- 保険料払込経路:口座振替扱 ●年金支払保証期間:2年 ●高度障害収入保障特則・特定疾病収入保障特則(2023)適用

ご契約日から10年1か月目(45歳)に支払事由(死亡、所定の高度障害状態、または特定疾病による所定の事由)に該当

※年金支払開始後は保険料のお払込みは不要です。

年金月額15万円×12か月×15年=支払総額 2,700万円



●支払事由の詳細、年金をお支払いできない場合、ご契約のお引受けの条件など、裏面を参照のうえ、詳細を「商品パンフレット」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

■ 保障内容

主契約・特則・特約	年金等の種類	年金等をお支払いする場合	支払額等	受取人
主契約 無解約返戻金型 収入保障保険(2023)	死亡収入保障 年金	死亡されたとき ※死亡収入保障年金不担保特則を 適用する場合、死亡されても死亡 収入保障年金のお支払いはありま せん。	年金月額 ●契約者が指定された年金月 額を保険期間満了まで毎月 お支払いします。 ●年金のお支払いには、年金の お支払いを保証する期間(年 金支払保証期間)があります。 年金支払保証期間はご契約 時に2年または5年のいづれ かをお選びいただけます。	死亡収入保障 年金受取人
高度障害収入保障 特則 (*1)(*2)	高度障害 収入保障 年金	所定の高度障害状態に該当(*3)したとき		被保険者 (*5)
障害介護収入保障 特則 (*2)(*4)	障害介護 収入保障 年金	つぎのいずれかに該当したとき ①身体障害者福祉法にもとづく障害 の級別が1級から4級までの障害に 該当し、身体障害者手帳の交付が あったとき ②国民年金法にもとづく障害の級別 が1級または2級の障害(2級は精 神の障害を原因とする場合を除き ます)に該当し、障害基礎年金の受 給権が生じたとき ③公的介護保険制度における要介護 1以上の状態に該当し、その要介護 認定が効力を生じたとき		
特定疾病収入保障 特則(2023) (*4)	特定疾病 収入保障 年金	所定のがん(上皮内がんを除く)・急性 心筋梗塞・脳卒中により所定の事由に 該当したとき		
保険料払込免除 特約(2021)	特定疾病により所定の事由に該当したとき、以後の保険料のお払込みを免除します。			
リビング・ニーズ 特約(2018)	リビング・ ニーズ 保険金	被保険者の余命が6か月以内と判断 されるとき	リビング・ニーズ保険金の受取人 が指定した金額から、6か月間の その金額に対応する利息および 保険料に相当する金額を差し引 いた金額をお支払いします。	被保険者 (*5)

(*1)死亡収入保障年金不担保特則と高度障害収入保障特則をあわせて適用することはできません。

(*2)高度障害収入保障特則と障害介護収入保障特則をあわせて適用することはできません。

(*3)所定の高度障害状態は公的な身体障害者認定基準などとは要件が異なります。

(*4)死亡収入保障年金不担保特則を適用する場合、障害介護収入保障特則または特定疾病収入保障特則(2023)のいずれか(または両方)を適用いただけます。

(*5)保険契約者が法人で、かつ、死亡収入保障年金受取人が保険契約者である場合(死亡収入保障年金不担保特則が適用されているときは、保険契約者が法人の場合)は、高度障害収入保障年金、障害介護収入保障年金および特定疾病収入保障年金の受取人は保険契約者となります。

■ 主な取り扱い

契約年齢	20歳～70歳(満年齢)		
保険期間	40歳満期～80歳満期【保険期間は10年以上であることが必要です。】		
保険料払込期間	保険期間と同一【保険料払込期間は10年以上であることが必要です。】		
年金月額	5万円以上(1万円単位)	年金支払保証期間	2年または5年
解約返戻金	なし	契約者配当金	なし

※引受条件はこの限りではありません。契約年齢と性別との関係などにより、取り扱いできない保険期間などがあります。

※特約の中途付加、特約の中途適用や特則をご契約後に適用しないこととする取扱いはありません。

■ ご留意事項

●ご検討にあたっては「商品パンフレット」「保障設計書」をご覧ください。法人のお客さまは「法人向け保険の検討にあたっての留意点」も必ずご確認ください。

●お申込みの際は「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

金融機関を募集代理店として加入されるお客さまはつぎの点にご留意ください。

●本商品は当社を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。

●本商品の契約の有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。

●法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。

[募集代理店]

神奈川県民共済生活協同組合
保険代理事業室
〒231-8418
神奈川県横浜市中区桜木町1-1-8-2 県民共済プラザビル
TEL.0120-371622

<資料請求サイト>

<https://www.kenminkyosai.or.jp/contact/insurance-agent/choice.php>

[引受保険会社]

第一ネオ生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウィズタワー

<Webサイト>

<https://neofirst.co.jp>

うら面

N4090-03 (登)B22N1209 営業統括部 '25年11月更新